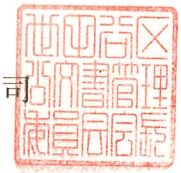



答申第２４号
令和８年６月２２日

世田谷区長
保　坂　展　人　　様

世田谷区公文書管理委員会
会　長　　野　村　武　司



令和８年度に作成する保存期間が１年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について（答申）

令和８年６月１２日付諮問第２４号で依頼のあった「令和８年度に作成する保存期間が１年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、No. 22 及び No. 23 を除き目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。